

都市計画区域内の用途地域が定められていない区域における  
容積率等の指定の変更について  
( 特定行政庁 石川県知事 )

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)の規定に基づき、輪島都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限を次のように変更する。

(変更前)

輪島都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限							
	地区名 (地名)	面積 (ha)	容積率	建ぺい率	道路斜線	隣地斜線	備考
1	市街地地区 新橋通、二勢町、二ツ屋町、平成町及び気勝平町の各全部。 輪島崎町、海士町、鳳至町、堀町、釜屋谷町、水守町、中段町、小伊勢町、宅田町、山岸町、河井町、横地町、杉平町、塚田町、久手川町及び稲舟町の一部。 輪島崎町、海士町、鳳至町、河井町、塚田町及び稲舟町の一部の地先公有水面を含む。	395.0	10分の40	10分の7	1.5	31m + 2.5	
2	上記を除く輪島都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	963.0	10分の20	10分の6	1.5	20m + 1.25	

(変更後)

輪島都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限							
	地区名 (地名)	面積 (ha)	容積率	建ぺい率	道路斜線	隣地斜線	備考
1	輪島都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	1,044.0	10分の20	10分の6	1.5	20m + 1.25	

「位置及び区域は変更計画図表示のとおり」

理由

輪島市の中心市街地については、建築密度が高いことから、用途地域の指定までの間、その他の都市計画区域とは異なる建ぺい率 70%、容積率 400%等の制限となっていた。

今回、用途地域が指定されたことから、指定に合わせ、中心市街地のうち用途地域指定外の区域についても、良好な都市環境の形成のため、建ぺい率 60%、容積率 200%等の制限とする。